

健発 1222 第 3 号
令和 3 年 12 月 22 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令の公布について

貴会におかれましては、日頃から狂犬病予防対策への格段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 338 号）が本日公布され、別添のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長あてに通知しましたので、貴会におかれましても狂犬病予防業務の推進について連携方御協力いただくとともに、貴会会員への周知等について、特段の御配慮をお願い致します。

なお、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会に対しても周知等について協力を依頼していることを申し添えます。